

視察報告書

報告者氏名 長谷川 昇

委員会名:環境教育常任委員会

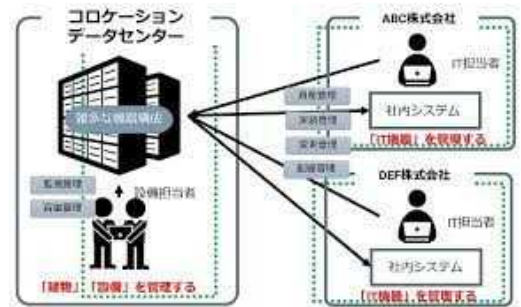
期 間:令和5年 10月 18日(水)～ 10月 20日(金)

視察項目及び視察都市

- ① 厚木市「教育情報ネットワーク用コロケーションデータセンターについて」
- ② 新見市「インクルーシブ教育について」
- ③ 福岡市「夜間ごみ収集について」

厚木市「教育情報ネットワーク用コロケーションデータセンターについて」

◎事業の概要 教育情報ネットワーク用コロケーションデータセンターとは、学校や教育委員会などの教育機関が利用する教育情報ネットワークのサーバを設置するためのデータセンターで、「コロケーションデータセンター」とは、複数の企業や団体などのサーバを、同一のデータセンター内に設置し、共通の設備やサービスを利用するデータセンターのことだということです。▼学校や教育委員会などの教育機関が、自らサーバを設置・運用するのではなく、データセンター事業者にサーバの設置・運用を委託することによって、セキュリティや信頼性を高めるとしています。▼事業者のデータセンターを活用するメリットは、①空調や防火設備などの安全対策、②監視カメラや警備員によるセキュリティ対策、③バックアップや復旧などの災害対策、④運用保守などのサポートなどの点があり、教育情報ネットワークのセキュリティや信頼性を高め、近年全国の自治体や教育機関で導入が進んでいます。▼厚木市の教育情報ネットワーク用コロケーションデータセンターは2018年に、文部科学省の「学校における情報セキュリティを確保したICT環境強化事業」に関する緊急提言を受け導入されました。データセンターでは、厚木市内の小中学校だけでなく、幼稚園、保育所、図書館、市役所等の教育情報が対象でネットワークの種類は、教育系システムのみ管理し、厚木市の基幹系、LGWAN系、インターネット系システムは、市長部局で別途管理しているそうです。





◎所感 本市においても教育研究所が教育情報の管理を担っているが、セキュリティレベルを上げるために民間企業のデータセンターを活用するのかという観点で、視察をさせていただきました。もちろん費用対効果もあるし、バックアップなど災害・事故等に対する安全性もあります。お話を聴いていて、厚木市においても今後「クラウド」に移行することも考えているという話もありました。実際に、IT化は日進月歩の進

展があり、情報管理も次の段階に入っています。▼文部科学省は、2023年5月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂し、クラウド活用を念頭に置いたセキュリティ確保の方向性を示しています。改訂ガイドラインでは、クラウド活用を前提としたネットワーク構成や、クラウドサービスのセキュリティレベルの確認などについて、具体的な対策例が示されています。▼今後、クラウドのさらなる進展に伴い、教育情報のクラウド活用もさらに拡大していくことが予想されます。本市においても、改訂ガイドラインを参考に、クラウドを活用した教育情報セキュリティの確保に努める必要があると考えます。

新見市「インクルーシブ教育について」

◎事業の概要 新見市では、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域の中で自分の力を最大限に発揮できるような「インクルーシブ教育」の推進に取り組んでいます。▼インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもとない子どもが共に学び合う教育として推進されてきています。障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが、それぞれの個性や能力を尊重され、共に学び、育つことができる環境を実現することを目指しています。▼新見市の特徴は、特別支援教育の充実を図るため、「特別支援教育推進センター」を設置し、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校と連携した支援体制を構築していることです。また、研修の施設としても、教員の特別支援教育に関する研修を充実させ、障がいのある子どもへの理解を深めています。▼まず、「合理的配慮」として、障がいのある子どもが教育を受けるために必要な配慮のことで、具体的には、教室の配置や教材の工夫、学習時間の延長などが行われています。また、「地域との連携」も進め、地域の教育機関や民間団体と連携し、障がいのある子どもの支援を行っています。例えば、地域のボランティアによる学習支援や、地域の企業による就労支援などが行われています。▼新見市では、インクルーシブ教育の推進により、すべての子どもが自分らしく生き生きと学び、育つことができるまちづくりを進めています。





◎所感 新見市は人口2万6,000人、小学生1,100人、中学生600人、小学校15校、中学校5校の規模であり、本市のおよそ1/8程度ではあるが、学校数が多いので、各クラス10名以下の小規模校が多いことから、一人ひとりの子どもを丁寧に見るといった観点ではとても良い環境です。今回、「特別支援教育推進センター」の設置は本市にはまだない施設であり、研修の施設としての側面も持っているという点でも大切な施設です。個々の教員がイ

ンクルーシブの視点から子どもの教育に携わることは大切であり、今後「合理的配慮」を進めるうえで、最も重要なのが教員や子どもの周辺の大人の意識であることからその有用性は今後注目していきたいと思います。凶らずも新見市から指摘していただいた、本市久里浜にある国立特別支援教育総合研究所（特総研）は特別支援教育の様々なノウハウを持つ研究所だけに、本市はその地理的な優位性をもっと発揮して、連携強化することで本市のインクルーシブ教育はもっと発展的に進展して行くはずで、「灯台下暗し」とでもいのでしょうか。ぜひ進めたい課題であると考えます。

福岡市「夜間ごみ収集について」

◎事業の概要 福岡市の夜間ごみ収集については、交通渋滞の回避が夜間収集の最大のメリットです。福岡市は、人口約150万人を擁する政令指定都市であり、交通量も多く、ごみ収集による交通渋滞は、深刻な課題となっていました。事業者はすべて委託契約による民間事業者です。また、早朝にごみを出すということがないので、ごみの臭いやゴミ箱の見た目が気になることがなく、鳥獣による被害等も少ないというメリットもあります。



◎所感 福岡市の夜間ごみ収集は、1957年から実施されており、全国的にも珍しい夜間収集となっています。既に60年を超える歴史があり、市民にとっても夜間収集は普通のことという意識もあるようです。事業者の勤務のあり方を聞くと、民間委託の長い歴史があることから可能なのだと思いますが、当然、夜間手当等の割増賃金の発生や労使間で

の合意が無いとこのようなサービスは成り立たないと感じました。▼現在本市では、民間7割、直営3割ですが、数年前に業者が廃業した際に、直営がその穴を埋めるために努力してことなきを得たことや台風15号での裾南町への支援など、直営の環境部職員が支援のために働いていただいたことを思い起こします。今後震災や大きな風水害など、さらには、民間事業者の倒産などの影響があった場合、対応するのは直営の環境部職員です。その位置付けの確認もあわせて、夜間ごみ収集の課題は論じる必要があります。▼結論として、この長い歴史の中で、九州最大の繁華街である博多地域がある福岡市だからこその必然から夜間ごみ収集が始まったのだと思いますが、それ以外の自治体で広がらなかった理由もきっとその辺にあるのだろうと推測します。視察中でも論じられましたが、本市においては、

燃えるごみ
(毎週・曜日の夜)

●台所ごみ (水切りをしましょう)	●革製品	●プラスチック類	●木・竹製品 およそ長さ1m以内 かつ直径5cm以内のもの
●紙	●布	●ゴム	●保冷剤
			●紙おむつ

ごみ出しは指定袋で、**日没から夜12時まで**に!

●家庭から出る燃えるごみの約3割は古紙です。古紙は、新聞、段ボール、雑誌などに分別して資源回収やリサイクルボックスへ

近くの回収場所をインターネットで調べ ▶

事業所から出るごみを家庭ごみとして出すことはできません

総合センター 電話受付	東区 645-1061	博多区 419-1068
中央区 718-1091	南区 559-5374	福岡区 833-4086
早良区 833-4340	西区 895-7050	西戸部 806-9430

この施策は、馴染まないと考えます。